

第 8 1 回国民スポーツ大会高千穂町弁当調達要項

1 趣旨

高千穂町で開催する第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）へ提供する弁当の調達に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ高千穂町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当の調達

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、計画的に発注・提供を行う。

4 弁当の種類、対象及び取扱期間

（1）幹旋弁当

幹旋弁当は、選手・監督、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち、希望者に対し弁当料金を徴収して提供する弁当とし、取扱期間は、原則として競技会の開催期間とする。

（2）支給弁当

支給弁当は、大会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、競技会係員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）に対し、実行委員会が無償で提供する弁当とし、取扱期間は、大会業務に従事する期間とする。

5 弁当の申込み、発注及び精算

幹旋又は支給を行う弁当の申込み、発注及び代金の精算については、実行委員会が別に定める方法により行うものとする。

6 弁当調製施設の指定

（1）実行委員会は、弁当調整を希望する業者から「弁当調達業務申込書（様式第 1 号）」及び「第 8 1 回国民スポーツ大会高千穂町弁当調製施設調査票（様式第 2 号）」を提出いただき、別に定める基準に基づいて弁当調製施設の選考・指定を行う。

（2）実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、「弁当調製施設指定書（様式第 3 号）」を交付する。

(3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設の中から契約を行う相手を決定する。

7 弁当調製施設の取り消し

実行委員会は、指定弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、「弁当調製施設指定取消書（様式第4号）」を交付し、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

8 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上に配慮した適正な運営を行うものとする。

9 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部または一部を関係団体等に委託することができるものとする。

10 対応能力

- (1) 実行委員会が開催する食品衛生講習会を受講すること
- (2) 実行委員会が指定する時刻・場所に適切な温度管理（10℃以下）ができる冷蔵車等を利用して、衛生的な運搬ができること。また、配布終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理（10℃以下）、衛生管理を行えること。

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じて、この要項を準用する。

附 則

この要項は、令和8年3月5日から施行する。